

広島県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
八幡診療所	三原市八幡町野串一二	平成二十九年四月一日
やまね内科循環器クリニック	東広島市西条町御菌宇四二八一―一	平成二十九年五月七日
寺家内科クリニック	東広島市西条町寺家六六二二番地一	平成二十九年三月三十一日
かにはら薬局	安芸郡海田町蟹原二丁目四―三〇―一〇一	平成二十九年五月二〇日